

# 会 員 規 約

## 第 1 条 (名称及び所在地)

団体名称は「SWIMRUN (スイムラン)」(以下、「当該クラブ」という。)と称する。  
当該クラブの主たる事務所の所在地は会員に連絡する通知文書内に記載する。

## 第 2 条 (目的)

当該クラブは、水泳及びその他の運動全般において指導を行い体力、知力、精神力を養い、心身ともに健康の増進および運動能力ならびに人格形成の向上を発達させ、もって地域社会とのラポール形成に努め、ノーマライゼーションの実現を目指すことを目的とする。

## 第 3 条 (会員制度)

当該クラブは会員制とする。

## 第 4 条 (入会資格)

当該クラブの入会資格は次の各号のすべてに該当しなければならない。

1. 当該会員規約および使用細則、その他の諸規定を厳守しなければならない。
2. 身体および精神の障害により医師等から運動禁止の診断または指示がない。
3. 当該クラブの代表が適当と認めたとき。

## 第 5 条 (入会手続)

当該クラブに入会を希望する者は、当該クラブの代表の承認を得たうえで、所定の申込手続きを行い完了する。

制限行為能力者は保護者の同意に基づき入会をすることができる。

この場合において、保護者は会員資格の有無にかかわらず本人と連帯して責任を負う。

## 第 6 条 (会員資格の取得)

第 5 条の入会手続を完了し、所定の費用の支払いが完了した日をもって会員資格を取得する。

## 第 7 条 (入会金及び年会費)

当該クラブに加入する場合は、所定の入会金および年会費を支払わなければならない。

但し、当該クラブの代表が認めた場合は、減額または免除をすることができる。

なお、入会金は契約締結および履行の必要費であり一度納入した入会金は返還しない。

## 第 8 条 (退会)

会員はいつでも退会することができる。

但し、退会は退会文書(電子文書含む)を当該クラブに送付しなければならない。

## 第 9 条 (除名処分)

当該クラブおよび代表は会員が次の各号の一つにでも該当するに至ったときは催告なしに除名および停止処分をすることができる。

1. レッスン料、入会金、年会費、その他費用の支払いが所定期日になされないとき。
2. 当該クラブに関する名誉および信用を失墜させる行為をしたとき。
3. 第三者に重大な損害および著しい迷惑行為等を行ったとき、またはその恐れのあるとき。

4. 当該クラブの運営および目的に不適切と判断される非行、暴力等が生じたとき。
5. 重大な契約違反等により信頼が失墜したとき。
6. 入会書類等に虚偽の内容が記載されていると判明したとき。
7. 当該クラブの代表が不適切だと認めたとき。

#### **第 10 条 (会員資格の喪失)**

当該会員は、次の各号の一つにでも該当するに至った場合、またはその恐れがあると信じるにつき十分な根拠がある場合は、会員としての資格を失う。

1. 第 8 条に定める退会手続きを完了したとき。
2. 第 9 条により除名処分がなされたとき。
3. 会員が死亡したとき。
4. 破産等の申立てがあったとき。
5. 入会が完了されたが所定の期間に利用がないとき。
6. 最後の利用日から 1 年以内に利用がないとき。

#### **第 11 条 (休会)**

当該クラブの代表は、会員の申立てにより休会を適用することができる。

#### **第 12 条 (会員以外の制限)**

当該クラブの代表は、会員以外に利用を認めた場合は当該会員規約および使用規則、その他の諸規定の適用をすることができる。

#### **第 13 条 (必要費)**

当該会員は、入会金および年会費以外にその他の必要費が生じた場合には支払に応じなければならない。

#### **第 14 条 (譲渡及び転貸)**

会員資格は一般継承、特定継承および転貸を禁止する。

#### **第 15 条 (レッスン料等の支払い義務)**

当該会員は、レッスン料、指導料、その他の費用の名目を問わず講習料、その他の費用等を定められた期限内に支払わなければならない。

#### **第 16 条 (スポーツ安全保険の加入)**

当該会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

当該クラブは、その活動中の事故について当該保険の対象範囲内で補償する。

#### **第 17 条 (自己責任)**

会員は、当該クラブの活動中および活動前後においても当該クラブの会員規約、使用細則、その他の諸規定、指導員の指示、施設利用規則に従い自己の責任において行動するものとする。会員の故意または重大な過失において損害が発生した場合は、当該クラブおよび指導員に損害賠償を請求することができない。

#### **第 18 条 (秘密保持の原則)**

当該クラブおよび指導員は、個人情報保護法等に定める以上の高い基準で個人情報を保護し、個人情報を取り扱うにあたって利用目的達成に必要な範囲で取り扱うものとする。

### **第 19 条（第三者提供の例外）**

当該クラブは、利用目的達成のため業務の全部または一部を第三者に委託することができる。但し、この場合においても第 18 条の定めに従い委託先の指揮監督を行う。

### **第 20 条（協議解決）**

当該クラブおよび当該会員は、会員規約、使用細則、その他の諸規定に疑義が生じた場合は、相互に信義誠実の原則に従い協議のうえですぐに解決を図らなければならない。

### **第 21 条（諸規定）**

当該会員規約、使用細則、その他の諸規定に定めのない事項および業務遂行上必要な諸規定は当該クラブが別に定める。

### **第 22 条（レッスン料等の変動）**

当該会員が負担すべきレッスン料等は社会事情、経済変動、租税負担の増減により不相当となったときは料金の改定をすることができる。

### **第 23 条（利用制限及び変更、停止）**

当該利用に次の事由が生じた場合は利用制限または変更、もしくは停止をすることができる。この場合において会員は当該クラブに損害賠償請求ができない。

1. 天変事変により業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造、修繕補修、移転、改築などのとき。
3. 法令等の改革、行政指導があったとき。
4. 伝染性の病気、重篤な病気などにより業務ができないとき。
5. その他やむを得ない事由が生じたとき。

### **第 24 条（会員規約等の改定）**

当該クラブの代表は、会員規約等を改定することができる。

但し、改定を実施するときは第 25 条の定めに従い告知することとし、改定した当該会員規約等の効力は当該クラブおよびすべての会員ならびに利用する者に及ぶ。

### **第 25 条（告知方法）**

会員規約、使用細則、その他の諸規定に変更等が生じた場合は、原則 1 ヶ月前までにはホームページまたは文書にて告知する。

但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

### **第 26 条（細則）**

1. 入会金は別に定める。
2. 年会費は別に定める。
3. レッスン料は別に定める。
4. 使用細則は別に定める。
5. その他諸規定は別に定める。

### **第 27 条（附則）**

当該会員規約は 2015 年 4 月 1 日より施行する。